

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 号

平成 2 7 年 (2015 年) 5 月 1 4 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課（各小・中学校及び埴生幼稚園を含む。）、心の支援室及び社会教育課（各公民館、各図書館、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館を含む。）

3 監査の期間

平成 27 年 2 月 9 日から平成 27 年 5 月 14 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

（1）支出関係について

市内出張に伴う旅費が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

【教育総務課】

(2) 補助金関係について

幼稚園就園奨励費の算定に一部誤りがある。関係法令に基づき適切な処理をされたい。

【学校教育課】

(3) 行政財産管理について

施設使用許可申請に伴う使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、適切に処理されたい。

【本山小学校】【中央図書館】【青年の家】

(4) 収入関係について

公民館使用許可申請に伴う使用料納付額が許可書（控）の金額と一致していない。原因を究明し、適切な処理をされたい。

【須恵公民館】